



# 青年会議所事業運営ガイドライン

公益社団法人岡山青年会議所

2020年12月7日作成  
2021年4月21日更新

## 第1 例会・事業運営時の感染防止対策について

本ガイドラインは、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、政府や各都道府県により出される方針及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言等を踏まえ、特定多数の会員が集合する、青年会議所主催の事業等の開催・運営を行うに当たり、留意すべき事項を取りまとめたものです。また、日本経済の活性化を促進することも併せて目的としています。

公益社団法人岡山青年会議所は、事業の主催者として、事前打ち合わせやリハーサル等の準備過程も含め、事業の参加者及び関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じなければなりません。

本ガイドラインは、「公益社団法人日本青年会議所カンファレンス開催ガイドライン」を踏まえて作成しています。また、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更の他、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとします。

なお、事業等活動を再開するかどうかの判断に当たっては、引き続き、開催地の都道府県知事からの要請等を踏まえ、適切に対応する必要があります。

## 第2 講じるべき具体的な感染防止対策

### 1 会議所活動にかかる感染防止対策

#### (1) 総論

青年会議所を運営するに当たり、以下に留意する必要があります。なお、屋外で活動する場合には、屋内と比較して三つの密の発生のおそれが高いこと等、開催態様も考慮することとします。また、感染防止対策を確実に実施するため、別添のチェックシートの活用も検討するものとします。

- ①来場者が多数になることが見込まれる事業・例会等については、各都道府県において示される対応に基づき、実施の可否及び実施する際の感染防止対策について対応を検討します。
- ②接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用、会話の抑制等、複合的な感染防止対策の実施に努めます。

#### (2) 身体的距離の確保

参加者及び会議所関係者が身体的距離(できるだけ2m(最低1m)の距離をいう。以下特段の言及がない場合これを適用する。)を確保し、密集を回避する方策や密な状況を発生させないようにする必要があります。また、距離の確保が困難な場合、パーティション、フェイスシールド等の距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じます。その他、以下のような対策を講じることが考えられます。

##### (参加者の身体的距離の確保)

- ①参加者の人数制限は、岡山県知事等の示す基準に従います。
- ②屋外で事業・イベント等を開催する場合、会場を囲う等の対策により、入場口を限定し、入場者数を管理します。
- ③余裕を持った入退場時間及び休憩時間を設定します。

##### (関係者の身体的距離の確保)

- ①関係者が身体的距離を確保できるよう、立ち位置や座席の位置を工夫します。
- ②関係者間で、身体的距離が確保できるよう、スタッフを兼任とする等の工夫を行うことにより、カンファレンス関係者の人数を必要最小限に限定します。
- ③関係者の人数を最小限にすべく、ワークフローの最適化を試みます。

④設営・リハーサル・撤去等において、十分な時間を設定し、密な空間の防止に努めます。

### (3) マスクの着用

すべての参加者は、原則としてマスクを着用することとします。

### (4) 手指衛生

運営する上で、以下に配慮して手洗い場所を確保する等、参加者が、こまめに手洗いを行えるよう準備することが必要です。

①手洗い場にはポンプ式石鹸を用意します。

②適切な手指衛生にかかる掲示を行います。

③手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを用意します。または、参加者にハンカチ等の持参を求めます(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しません。)

④手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意します。

### (5) 会場内の換気

事業・イベントを屋内で開催する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、会場の管理者の指導の下、十分な換気を行う必要があります。具体的には、換気設備を適切に運転すること、定期的な二方向の複数の窓を開け、外気を取り入れる等の方法で換気を行うことが考えられます。

### (6) 会場ステージ上等衛生の促進

ステージの周辺は飛沫感染のおそれがあるため、ステージ周辺で作業を行う関係者は、作業の前後に手洗いや手指消毒を行うとともに、ステージ機器の消毒を徹底して行います。

### (7) 受付

①受付窓口には、手指消毒剤を設置します。

②近距離において人と人が対面する場所は、アクリル板や透明ビニールカーテン等により遮蔽します。

③受付において、発熱・咳・下痢等の症状がある者、同居家族や身近な知人の感染が疑われる者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域等の在住者との濃厚接触がある者(以下、「有症状者等」という。)は、参加できない旨の掲示を行います。

④WEBでの来場事前登録システムを活用し、予定来場者数を事前に把握するようにします。また、展示会への入場料や参加料が必要となる場合は、可能な限り事前決済とし、当日支払うことになる場合は、キャッシュレス決済の導入を検討します。

⑤パンフレット、チラシ、アンケート等は極力手渡しによる配布は避けるようにします。

⑥当日の受付の他、事前受付も行い、入場時の混雑を極力避けるようにします。

### (8) 更衣室、休憩スペース、待機スペース、控室、楽屋等

更衣室、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース(招集場所)、設営関係者が使用する控室、楽屋等は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。以下に配慮して準備することが求められます。

- ①広さにはゆとりを持たせ、他の参加者や関係者の間で適切な身体的距離が確保され、密になることを避けるようにします。(障がい者の介助を行う場合を除きます。)
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の工夫を行います。
- ③室内またはスペース内で、不特定多数の者の手が触れると考えられる場所(ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等)については、こまめに消毒します。
- ④常に換気扇を回す、換気用の小窓を開ける等の方法により、換気を行います。
- ⑤対面での会話を避けるよう促します。
- ⑥飲食をする際は、座席の配置に注意し、対面にならないよう工夫します。また、使い捨ての紙皿やコップを使用するようにします。

#### (9) トイレ

トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。トイレについて、以下に配慮することが求められます。

- ①トイレ内の、不特定多数の者の手が触れると考えられる場所(ドアノブ、水洗トイレのレバー等)については、こまめに消毒します。
- ②トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示します。
- ③手洗いに手を拭くためのペーパータオルを用意します。または、参加者にハンカチ等の持参を求めます。(布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しません。)

#### (10) 飲食物の提供

例会・事業等にて飲食物を提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ①飲食物に触れる前に、手洗いや手指消毒を行うよう促します。
- ②回し飲みや回し食べ等、食器等の共有は行わないようにします。
- ③飲食物の提供方法については、同じトング等で大皿から取り分ける方法を避け、一人分を小皿に取り分けたものを提供する等の工夫を行います。
- ④食事の際は、身体的距離を確保するよう努めます。距離を確保することができない場所での食事は、時間をずらして複数組に分割する、パーティションを設置する等の形態で提供を行います。また、真正面の配置は避けることとします。
- ⑤食事中の会話は控えるものとします。
- ⑥飲食物を取り扱うスタッフには、マスク(必要に応じてフェイスガード)の着用及び手洗いを徹底させます。
- ⑦飲食ブースを設置する場合は、販売者と購入者の間を、透明ビニールカーテンやビニールシート等により遮蔽します。
- ⑧購入者が身体的距離を確保して列に並ぶよう求めます。

#### (11) 清掃・ゴミの廃棄

鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に入れて口を縛り、密閉します。清掃やゴミを回収するスタッフは、マスクや手袋を着用することが求められます。作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手を洗うことが必要です。

#### (12) 保健所との関係

運営する上で、感染の疑いのある者が発生した場合には、速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えます。感染者が発生した場合には、別添感染者発生連絡チェックシート等の活用も検討することとします。

### (13) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の活用

運営関係者に接触確認アプリ(COCOA)を利用していただきます。利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

## 2 参加者に対する感染防止対策

### (1) 事業等開催前の対策

事業運営の際、参加者募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にし、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、カンファレンスへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

- ①自宅での検温の実施と、有症状者等は自主的に参加を見合わせることを要請します。
- ②国が推奨する接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知します。
- ③感染防止のためにカンファレンス主催者が講じるその他の対策を遵守し、また、カンファレンス主催者の指示に従うことを要請します。

### (2) 事業当日の対策

- ①カンファレンス主催者は、参加者に対し、以下について周知・広報を行います。一咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底  
—身体的距離を確保するよう努めることの徹底—
- ②有症状者等は参加しないよう要請します。
- ③事前に余裕を持った入退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入退場、開場時間の前倒し等の工夫を行います。
- ④入場整列時に、参加者が距離をとって並べるよう、目印等の設置を行います。
- ⑤事前に密集状況が発生しないよう、余裕を持った休憩時間を設定し、トイレ等の混雑の緩和に努めます。
- ⑥大声での会話や応援等は控えるよう促します。

### (3) 参加者の管理

別添の参加者把握シート等も活用し、参加者の氏名、年齢、住所及び連絡先(電話番号)を把握し、名簿を作成します。名簿は当面の間、1ヶ月以上保管します。参加者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。

### (4) 参加者に感染が疑われる者が発生した場合

- ①感染が疑われる者が発生した場合、速やかにマスクを着用させた上で隔離等を行い、人との接触

をできる限り避けなければなりません。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。

- ②対応するスタッフは、マスクやフェイスシールド、手袋の着用を徹底します。また、対応の前後に、手洗いや手指消毒を徹底します。
- ③速やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。
- ④保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。

### 3 事業運営における感染防止対策

主催者は、事業運営関係者に対し、以下のような適切な感染防止対策を講じることが必要です。

#### (1) 事業前の対策

- ①本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、スタッフに対し周知徹底を図ります。
- ②準備過程においても十分な感染防止対策を講じます。

#### (2) 事業当日の対策

##### ①周知・広報

- 感染防止のため、事業運営者は、運営関係者に対し、以下について周知・広報を行います。
- －咳エチケット、マスク着用、手洗いの徹底
  - －身体的距離を確保するよう努めることの徹底

##### ②運営関係者の健康管理と衛生の促進

- －有症状者等は参加させないこととします。
- －自宅で検温を行うことを義務付け、発熱がある場合には直ちに自宅待機とし、必要に応じて保健所や医療機関への相談や受診を促します。
- －原則としてマスクの着用を求めるとともに、手洗いを徹底します。登壇者の登壇時等、マスクの着用ができない場合については、他者との身体的距離を確保します。
- －関係者入口や控室等にアルコール手指消毒剤を設置し、手指消毒を奨励します。
- －ドアノブ、手すり等のカンファレンス関係者の手が触れる可能性がある設備及び共有する機器に関しては、頻繁な清拭消毒を行うものとします。
- －機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限するようにします。

#### (3) 運営関係者の管理

主催者は、運営関係者の氏名、年齢、住所及び連絡先(電話番号)を把握し、名簿を作成します。名簿は当面の間、1ヶ月以上保管します。関係者に対しては、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知するとともに、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずることとします。

#### (4) 関係者に感染が疑われる者が発生した場合

- ①感染が疑われる者が発生した場合、速やかにマスクを着用させた上で隔離等を行い、人との接触をできる限り避けなければなりません。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とします。
- ②対応するスタッフは、マスクやフェイスシールド、手袋の着用を徹底します。また、対応の前後に、手洗いや手指消毒を徹底します。

- ③連やかに保健所へ連絡し、指示を受けることとします。
- ④保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行います。
- ⑤発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日健康状態を確認するものとし、必要に応じて新型コロナウイルス感染症の検査を受けるものとし、検査結果が陰性であっても、症状が改善してから最低48時間が経過するまでは参加を認めないものとし、ます。

#### 4 関連イベントにおける感染防止対策

事業に参加する個人や団体は、関連するミーティングや懇親会等のイベントにおいても、三つの密を避ける、マスクを着用する等、感染防止に十分に配慮することが求められます。

### 第3 感染者が発生した場合

#### 1 対応手順

##### (1) 初期対応

岡山青年会議所メンバーの感染を知らせる一報が入った場合、当該メンバーの所属する委員会を所管する理事委員長は速やかに専務理事、同室の執行部メンバーへ情報を伝達します。

以下の内容を正確に伝達します。

- ① 感染者が発生したこと。
- ② 発症の状況(発熱日など濃厚接触者の確認に役立つ情報に限る)
- ③ 濃厚接触者を特定し、自宅待機させること

また、状況に応じて別添の感染者発生連絡チェックシート等も活用し、所管の保健所に必要な情報提供等を速やかに行い、指示を仰ぎます。

##### (2) 濃厚接触者の把握

当該メンバーの所属する委員会を所管する理事委員長は濃厚接触した可能性のあるメンバーの把握に努めてください。

可能性が疑われる場合は自宅待機としてください。また、適宜、所管の保健所へ情報提供を行い、指示を仰ぎます。

##### (3) 消毒

感染者及び濃厚接触した可能性のあるメンバーの行動範囲周辺の消毒を行います。

##### (4) 外部公表

感染の外部公表については、地域の関心が極めて高いことや、正確な情報を開示することで、地域の不安を緩和すること、岡山青年会議所へ出入りをする(した)外部者への注意喚起のため、HP等で公表することとします。なお、メンバーの個人情報(性別・年代等)については一切公表しないこととします。

##### (5) 外部からの問い合わせ

感染者が出たことは仕方ないことであり、それ自体を謝る必要はありません。  
「世間をお騒がせして申し訳ありません。」  
「対応には万全を期していたつもりですが、感染者が発生したことは大変残念です。」  
「関係者の皆さまとメンバーの安全を確保し、感染拡大防止に努めてまいります。」  
というように、毅然と対応していただくようお願いいたします。

#### ・本人が新型コロナウイルス感染者となった場合の青年会議所活動について

PCR検査にて陽性反応が発覚したら、速やかに**所属先の室の副理事長へ報告**。(執行部の方は、専務理事へ報告。)

その日から2週間は、**すべての青年会議所活動を禁止**とします。

※ただし、諸会議へのWEB参加は可能とします。

また、その間の出欠については例会・事業等全て欠席扱いとなります。

2週間後、PCR検査にて陰性が証明されてから活動復帰となります。

#### ・委員会メンバーに新型コロナウイルス感染者が発生した場合の青年会議所活動について

委員会メンバーに新型コロナウイルス感染者が発覚した場合、**室の副理事長は速やかに専務理事及び所属委員会の委員長へ以下を報告**。

- ① 感染者が発生した
- ② 発症の状況(発熱日など濃厚接触者の確認に役立つ情報に限る)
- ③ 濃厚接触の可能性のあるメンバーを特定

新型コロナウイルス感染者発覚後、速やかに委員会メンバー全員はPCR検査を行うようお願いいたします。また感染したメンバーとの濃厚接触が疑われる人も、その対象とします。

PCR検査にて陰性が証明される、または2週間の活動自粛が終わるまでは、**すべての青年会議所活動は禁止**とします。

※ただし、諸会議へのWEB参加は可能とします。

その間の出欠については例会・事業等全て欠席扱いとなります

## 2 新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について

新型コロナウイルス感染症には、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくありません。感染した人を疎外するような雰囲気は、感染症の発見を遅らせ、対策の妨害となります。偏見や差別的な言動に惑わされず、一人ひとりがお互いを思いやり、支えあう気持ちをもって、確かな情報に基づいた冷静な対応を取ることが求められます。

<委員会・事業実施チェックシート>

事業名	
実施日時	年 月 日 / 時 分～ 時 分
実施場所	
実施委員会	
実施責任者	※委員長
電話番号	
担当者	※委員長
電話番号	

《チェック欄》

- 会場の換気が十分できている
- 人が密着しないレイアウト（できるだけ2mを目安（最低1m））になっている
- 近距離で会話しない
- 感染者発生に備えて、参加者が特定できるようになっている
- 感染症対策（アルコール消毒薬など）ができている
- 開催地の都道府県、市町村からイベント等の自粛要請が発生していない

※このチェックシートは事業実施から3週間以上、事業実施責任者が保管してください。



＜感染着発生連絡チェックシート＞

事業名	
実施日時	年 月 日 / 時 分～ 時 分
実施場所	
実施委員会	
実施責任者	※委員長
電話番号	
担当者	※委員長・副委員長
電話番号	

(1) 感染者からの連絡

感染者氏名	
電話番号	
連絡受信日時	
連絡受信者	
感染者の病状・現状など	

(記入例)〇〇月〇〇日に〇〇にて感染していることが発覚し、〇〇病院に入院中である。  
症状は比較的軽い。

(2) 連絡チェック欄

- 諸会議・事業の実施場所を管轄する保健所に連絡  
連絡先 ( )  
連絡日時( 年 月 日 / 時 分)
- 本会の諸会議・事業の場合は、担当委員長から常任理事・専務理事・副理事長へ報告
- 連絡日時 ( 年 月 日 / 時 分)